

「今後の浄化槽行政のあり方について」(平成5年2月生活環境審議会廃棄物処理部会浄化槽  
 専門委員会報告)後の状況について

要旨	報告後の状況
<p>第1. 合併処理浄化槽の位置づけ</p> <p>合併処理浄化槽は、以下のような特徴があり、下水道等とは異なったシステムとして理解されるべきものではあるが、素材、構造面の耐久性はいうまでもなく、制度的あるいは社会経済的側面から見ても、恒久的な生活排水処理施設といえることができる。</p> <p>(1) 地域における有効なりサイクル型施設            (2) 住民による生活・環境実感型施設            (3) 投資効率の高い住民密着型の社会資本</p>	<p>環境に対する国民の意識の高まり、循環型社会形成の要請、国と地方公共団体の財政状況等を踏まえるとこれらの位置づけは一層重要となっているのではないかと考えられる。</p>
<p>第2. 合併処理浄化槽の計画的普及</p> <p>(1) 集落等を単位とした面的整備</p> <p>地域における目に見える環境改善効果、効率的な維持管理のため、合併処理浄化槽は、集落等を単位として計画的かつ面的な整備を行うべきである。市町村の生活排水処理計画の策定の段階から、地域住民の理解と合意を得るため、地域住民、市町村、民間業者が三位一体となった協議会等の組織化により、地域ぐるみで整備を推進すべきである。</p>	<p>平成6年度に浄化槽市町村整備推進事業を創設し推進。            資料2の - 1、 - 2            地域ぐるみで整備が推進されているといえるか。</p>
<p>(2) 生活排水計画の充実</p> <p>市町村の生活排水処理計画の策定に当たっては、生活排水対策の緊急性、住民の要望、コスト等を十分考慮して合併処理浄化槽の整備区域を積極的に設定し、住民の啓発・指導等計画推進のための方策のほか、廃棄物の減量化、再生利用の方向等を踏まえた浄化槽汚泥の処理方法を明らかにすべきである。</p>	<p>浄化槽の整備区域が適切に設定されているか。            住民の啓発・指導等計画推進のための方策が明らかにされているか。            廃棄物の減量化、再利用の方向等を踏まえた浄化槽汚泥の処理方法が明らかにされているか。            (現在調査中)</p>
<p>(3) 既設単独処理浄化槽の合併処理化</p> <p>合併処理浄化槽整備区域内に設置された単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への付け換え、変則合併処理化を促進するため、これらの世帯に対する設置費の助成を手厚くするなど市町村による支援を講じるべきである。</p>	<p>平成18年度から単独浄化槽から浄化槽への転換の際の撤去費用を助成対象化。            資料2の</p>

<p>(4) 生活排水処理計画の実現のための住民指導の在り方 将来的には、法律による国民に対する生活雑排水処理の義務づけが検討されるべきであるが、それまでの間、地域住民の合意が得られる場合には、市町村の指導要綱、さらに条例による合併処理浄化槽の設置義務づけなどの措置が検討されるべきである。こうした積極的な対策を講じる市町村に対しては、設置整備事業の国庫補助における優先的な採択を含め、国等による支援措置が考慮されるべきである。</p> <p>生活雑排水処理の法律上の義務づけについては、下水道等公的な処理施設の整備の有無による住民負担、事業系排水に対する規制を考慮しつつ、今後検討すべきである。水道水源地域等特定の公共水域の水質保全のため、住民による生活雑排水の処理の義務づけが特に必要な場合には、制度的な対応についての検討を急ぐべきである。この場合には、国庫補助の優先採択が考慮されるべきである。</p>	<p>平成12年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設について原則として禁止されるとともに、既存単独処理浄化槽について浄化槽への転換等の努力義務が課された。</p> <p>資料2の</p>
<p>(5) 合併処理浄化槽設置整備事業等の効果的な推進 国は、維持管理が容易で性能の安定した合併処理浄化槽の普及、生活排水処理計画に関する市町村への情報提供、合併処理浄化槽整備計画の事業承認を行った市町村への優先的な国庫補助、合併処理浄化槽への付け換え等促進のための具体的な方策について検討を行うべきである。</p>	<p>平成13年に「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」を作成。 平成13年度から既存単独処理浄化槽に膜処理装置を付加し浄化槽とする変則浄化槽を助成対象化。 平成18年度から単独浄化槽から浄化槽への転換の際の撤去費用を助成対象化。</p>
<p>(6) 広域的調整等 都道府県は、市町村にまたがる河川等の流域全体について、生活排水処理対策を総合的に調整するための助言、指導を行うほか、住民啓発や、保健所等を通じた地域の関係者への理解の徹底等により、合併処理浄化槽の円滑な整備に積極的な役割を果たすべきである。</p>	<p>汚水処理関係省庁連名で、平成7年に都道府県に対し都道府県構想の策定の推進を、平成14年にその見直しを通知。</p> <p>資料2の 都道府県構想が地域の实情に基づいた効率的なものであるか。 都道府県が住民啓発等に積極的な役割を果たしているか。</p>
<p>第3. 浄化槽の適正な維持管理の実施 (1) 浄化槽の維持管理の課題 国は、保守点検及び清掃について、浄化槽法に基づく有資格者による実施、業者間の連携、実務者の資質の向上等を図り、これらの制度、料金等に対する国民の理解が得られるよう技術上の基準の見直し、作業の具体的なガイドラインの作成、実務者等の再教育等必要な措置を講じるべきである。</p> <p>浄化槽法に基づく法定検査の受検率の低い地域にあつてはその向上のため努力する一方、検査体制等についても抜本的な見直しを行うとともに、検査の結果改善を指摘された浄化槽について確実に改善されるよう、浄化槽の機能</p>	<p>平成8年に窒素除去型浄化槽等に対応するため保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を改正。 平成5年に小型合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の、平成8年に高度処理型合併処理浄化槽の、平成12年に窒素除去型合併処理浄化槽、膜分離型合併処理浄化槽及び中・大型合併処理浄化槽の維持管理ガイドラインを作成。 (財)日本環境整備教育センターにおい</p>

<p>について保証等を行う制度の推進を図る必要がある。</p>	<p>て、平成13年度から窒素・リン除去型浄化槽等の維持管理の実務者講習、平成17年度からコンパクト型浄化槽の清掃の実務者講習を行っている。</p> <p>平成14年度において指定検査機関の検査員の再研修を行っている。</p> <p>平成17年の浄化槽法の改正により、法定検査に関する都道府県の監督の強化や指定検査機関からの報告規定が浄化槽法に盛り込まれた。</p> <p>平成5年に(社)全国浄化槽団体連合会による機能保証制度が設けられた。</p> <p>指定検査機関による検査体制は十分か。</p> <p>資料2の</p>
<p>(2) 生活用品やディスポーザーへの対応</p> <p>浄化槽がその機能を十分に発揮できるよう、日常よく使われる生活用品やディスポーザーからの厨芥について、これらが浄化槽の機能に与える影響について科学的な評価を行い、これに基づく住民指導等必要な措置を講じるべきである。</p>	<p>平成14年度から16年度まで(財)日本環境整備教育センターへの委託事業としてディスポーザー設置による浄化槽処理性能への影響の調査を行った。</p> <p>廃棄物の減量化、再生利用の方向等の中で生活用品やディスポーザーへの対応をどのように考えるか。</p>
<p>(3) 浄化槽設置者等の組織による適正かつ効率的な維持管理</p> <p>設置者と維持管理業者との委託契約、料金の支払い等の事務を一括して行い、設置者の利便を図ることにより適正な維持管理を確保するため、浄化槽設置者等により構成される維持管理組織に対し、市町村は、その設立及び安定的な運営のため、積極的な支援を行うべきである。これらの組織には法人格を付与することも検討されるべきである。</p>	<p>一部の市町村により、維持管理組織についての取組が行われている。</p> <p>資料2の</p>
<p>(4) 浄化槽汚泥の処理・再生利用</p> <p>浄化槽汚泥の処理・再生利用に関し市町村の処理体制を整備するとともに、衛生的安全性の確保を図る制度を設けることにより、民間における再生処理を奨励していく方策を検討すべきである。</p>	<p>引き続きし尿処理施設の整備に対する補助を行った。</p> <p>一部のし尿処理施設では、十分な対応ができず、浄化槽汚泥の受入れを制限するため、浄化槽の清掃を適切な時期に実施できないという指摘がある。</p> <p>廃棄物の減量化、再生利用の方向性等を踏まえたものになっているか。</p> <p>民間における汚泥の再生処理が推奨され、実施されているか。</p> <p>資料2の</p>
<p>第4. 浄化槽の技術革新等</p> <p>(1) BOD除去性能の高度化、コンパクト化、窒素の除去、膜処理の導入、汚泥処理技術等についての研究</p>	<p>BOD高度処理型の膜処理型の小型合併処理浄化槽及び窒素除去型の浄化槽</p>

	については実現化。
(2) 新たに開発された技術が円滑に実用化されるような諸制度の運用	平成11年度から窒素除去型及び窒素・リン除去型について、平成13年度からBOD高度処理型について補助の基準額を増額。 平成12年に建築基準法に基づく浄化槽の基準に性能基準が導入された。
(3) 小規模な事業系排水への浄化槽技術の応用	平成12年に浄化槽により処理可能な雑排水として一定の食品製造業の排水とするなどの取扱いを定めた。
第5. その他	
(1) 指定検査機関による検査体制の強化、技術者の養成の一層の充実	指定検査機関による検査体制は十分か。 資料2の(再掲)
(2) 浄化槽に関する開発途上国への技術移転や先進諸国との技術交流	平成6年度から平成16年度までの間、インドネシアなどで浄化槽技術移転事業を継続的に実施。 第3回世界水フォーラム(平成15年 京都)において浄化槽セッションの運営を、第4回世界水フォーラム(平成18年 メキシコ)において浄化槽の展示を行った。 事業は行われてきたが、浄化槽業界が海外進出に成功したといえない状況にあるのではないか。 先進諸国に関する取組は十分といえるか。
(3) 浄化槽相談員の活用等による地域住民の諸活動や学校教育の場における合併処理浄化槽についてのPRと啓発	平成16年度からタウンミーティングを開催。(19道府県において開催) 地域住民の環境保全活動や学校教育に十分に取り上げられているとは言えないのではないか。
(4) 浄化槽が国民に未永く愛されるよう、浄化槽関係業界団体による業種の枠を越えた協力	「浄化槽の日」の関係行事において、多くの団体による協力が行われている。